

別紙

諮問第1002号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年東京都条例第130号）附則3条3項の規定によりなお従前の例によるものとされる同条例附則2条1号の規定による廃止前の東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇児童相談所が保有する私の子 〇〇の児童票及び指導経過記録票その他同所が保存する文書のうち、私と〇〇児童相談所職員とのやり取りが記載されたすべての部分。（警察から通告があり、〇〇児童相談所と関わった時から〇月〇日まで。）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和4年7月8日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条6号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、令和5年1月30日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和6年1月16日に実施機関から理由説明書を、同年3月4日に審査請求人から意見書を收受し、同年2月16日（第240回第二部会）から同年5月29日（第242回第二部会）まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 児童相談所について

児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）2条3項は、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と規定し、法12条1項で都道府県が児童相談所を設置する義務を定めている。

また、都における児童相談所は、東京都児童相談所条例（昭和28年東京都条例第119号）1条に基づき設置され、東京都児童相談所処務規程（昭和32年東京都訓令甲第39号）に基づき、児童及びその保護者に対する相談援助活動を実施している。

イ 指導経過記録票について

指導経過記録票は、児童福祉法施行細則（昭和41年東京都規則第169号）12条2項に基づき、児童又はその保護者に関して作成する記録であり、事案への関与が長期化する場合や担当職員に変更があった場合にも、当該指導経過記録票を通じて一貫性のある援助等を実現するため、児童相談所が対象児童に関する相談を受けた時からの記録を記載するものである。

ウ 本件対象保有個人情報及び本件非開示情報について

本件審査請求の対象となった保有個人情報は、「受付番号〇〇の指導経過記録票」（以下「本件対象保有個人情報」という。）である。

実施機関は、本件対象保有個人情報のうち「相談主訴」欄、「要旨」欄の一部及び「詳細」欄の一部（以下併せて「本件非開示情報」という。）を条例16条6号にそれぞれ該当するとして、当該部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

エ 本件非開示情報の非開示妥当性について

審査会が見分したところ、本件非開示情報には、指導経過記録票の対象である児童又はその保護者等に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容及び児童相談所と関係者等とのやり取り並びに一時保護の場所に関する情報が記載されていることが確認された。

上記の情報が開示されると、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念して、率直な意見を述べることに消極的になるなど、忌憚のない意見交換が行われなくなったり、記載内容を簡略化する事態や関係者等による児童相談所への情報提供が消極的になるなどの事態が生じたりすることが想定され、児童相談所に係る業務の今後の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報は、条例16条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、荒木 理江、友岡 史仁、府川 繭子